

町には、児童福祉を専門とする主任児童委員を含む35人の民生委員・児童委員が同じ地域の一員として、皆さんからの相談に応じ、町などの関係機関とのパイプ役として、さまざまな形で私たちの生活を支える活動をしています。

今月号では、昨年、災害時等に支援が必要な方の把握をするため、戸別訪問を行った鳩山町民生委員・児童委員協議会会長 志賀 登さんにお話を伺いました。



鳩山町民生委員・児童委員協議会  
会長 志賀 登さん

## 2か月に渡り重点的に戸別訪問を実施し、 災害時等に支援が必要な方を把握

「民生委員・児童委員の皆さんには、夏の暑い中、精力的に戸別訪問をしていただきました」と話す民生委員・児童委員協議会会長の志賀 登さん。

高齢者や障がいがある方など、災害時に支援が必要な方を事前に地域で把握し、迅速で効率的に避難支援を行うことが重要です。町では、平成21年4月から鳩山町災害時要

援護者支援制度を開始しましたが、本人からの申請による方式やPR不足から、登録者が少ない状況でした。

このため、町民生委員・児童委員協議会の協力をいただきながら、昨年6月から7月の2か月間にわたり、重点的に災害時等に支援が必要な方の把握をする戸別訪問を行いました。

「今回の戸別訪問で、協議

会がとくに重視したのが、高齢者単身世帯・高齢者だけの世帯や障害者手帳をお持ちの方、母子・父子家庭、介護保険による介護認定者など、災害時等に移動などの支援が必要となる方でした」

民生委員・児童委員は原則2人1組になって訪問し、災害時に自分たちで近くの公園などへ避難ができるかなどをお聞きし、災害時要援護者支援制度の説明や登録を促しました。

しかし、近年、高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘

などが社会現象になっていることから、制度の説明をする前にインスターホン越しに断られるケースもあつたそうです。

「なかなかお会いできないお宅もありました。中には、年末になってやっと訪問できたケースもありました。様々な苦労がありました。以前から把握していた支援が必要な方に加え、今回の戸別訪問で新たに把握できたこと、災害時要援護者支援制度を説明し、台帳に登録していただけたことは、大きな成果でした」と振り返ります。

今後、町では災害時要援護者支援制度に登録された要援護者を支援する、地域支援者の登録についても、協議会にご協力をいただきながら進めていきます。

# 民生委員・児童委員

誰もが安心して暮らせる地域社会を 皆さんの身近な地域の相談役

## 鳩山町災害時要援護者支援制度

災害発生時に、ひとりで移動することや情報を得ることが難しく何らかの支援が必要となる方などが対象。本人からの申請に基づき、氏名や住所、緊急連絡先などを災害時要援護者支援台帳に登録し、災害時にその方（要援護者）の地域で、避難を支援していただける方（地域支援者）などを決め、災害発生直後の迅速な避難誘導・安否確認など、地域の中で支援を受けられるようにする制度です。

なお、登録した内容は、警察署や消防組合、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会などに提供し、平常時の声かけ等にも活用されます。1月末現在 437 人の方が登録しています。

■問合せ 役場健康福祉課 ☎ 296-1241 FAX296-3390

そっと寄り添う活動を  
 鳩山町震災支援  
 ボランティア実行委員会

実行委員会では、東日本大震災で被災された方々へ必要な支援事業等を町民と行政が協働で年間を通して企画・運営しています。今年度は、下記の事業を行いました。



パラソルカフェ



グリコピア・イースト見学ツアー



東松山市社会福祉協議会と共催「ふるさと交流会」

1年を振り返って

大久保 邦子委員長

ともかく「何かお手伝いできれば…」と志願した実行委員でしたが、逆に学ぶこと気付かされることの多い日々でした。例えば、町が実行委員会を立ち上げ、官と民の協働で支援している自治体はあまり例がなく、町の施策が評価されたこと、自主グループの地道な活動が多いこと等々。避難者の方の避難生活は今しばらく続きますし、定住される方も！ これからもともに支え合いながら長いお付き合いができることを願っております。

関係機関で把握した情報を共有し、  
 今後の支援・見守り活動に役立てられます

今回、個別訪問で得た情報は町で管理し、ご本人の同意をいただき、民生委員・児童委員協議会、町社会福祉協議会などと情報を共有し、災害時や平常時の支援・見守り活動に活用されます。

「把握した情報が、町から民生委員・児童委員へフィードバックされることで、さらに支援の活動の幅が広がることを期待しています」  
 鳩山ニュータウンに引越して35年が経ち、急激に進む高齢化を感じている志賀さん。「とくに単身高齢者が増え

ました。単身高齢者は、どうしても外出する機会が少なく、自宅に閉じこもりがちです」  
 協議会では、町内3箇所『ふれあいいきいきサロン』の運営に協力するなど、高齢者が気軽に楽しく集える場の提供に取り組んでいます。

「また、町の事業として、昨年11月に地域福祉の拠点としてオープンした、『ニュータウンふくしプラザ』には多くの人が訪れ、運営にも多くのボランティアが参加しています。高齢者等が身近に気軽に立ち寄れる拠り所が出来た

ことは、うれしい限りです」  
 現在、協議会が力を入れていのが緊急通報システムの設置と福祉委員制度。

緊急通報システムは、65歳以上のひとり暮らしの方などを対象（下記参照）に設置し、病気などの緊急時に、緊急通報装置のボタンを押すことにより支援センターへ通報する装置です。

「実際に緊急通報システムを設置していたために一命を取り留めた方もいらっしゃいます。対象となる方には、ぜひ設置してほしいです」  
 福祉委員制度は、町社会福祉協議会が平成25年度から始める新規事業で、地域住民と協力し、地域での見守りや地

域福祉の課題・解決を図ることを目的としています。

「福祉委員は、民生委員・児童委員や区長・自治会長と連携をとりながら、情報を共有し、地域の皆さんを見守っていくものです。平成25年度の早い時期にスタートさせたいと考えています」

民生委員・児童委員は、皆さんの様々な相談を、町などの関係機関と連携を取りながら解決に努めています。

「ご心配なことがありましたら、地域の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。今後も民生委員・児童委員活動へのご理解・ご協力をお願いいたします」

緊急通報システム

- 対象者 次の①～③のいずれかに該当する方
  - ① 65歳以上のひとり暮らしの方や、世帯員のすべてが65歳以上の世帯にある方で、病弱等により日常生活を営む上で常時注意を要する方
  - ② 重度心身障がい者等のひとり暮らし、又は障がい者世帯にある方で日常生活を営む上で常時注意を要する方
  - ③ 世帯員の就労等により、長時間にわたり①、②と同様の状態となる方
- 利用料 設置費は無料。ただし、通話料は利用者の負担となります。 ※NTTの一般回線を基本とするため、光電話・IP電話回線を使用している方は利用できません。
- 問合せ 役場高齢者支援課 ☎296-1210（直通）FAX296-2594